

『集落営農組織リーダー・オペレーター養成事業補助金』の概要

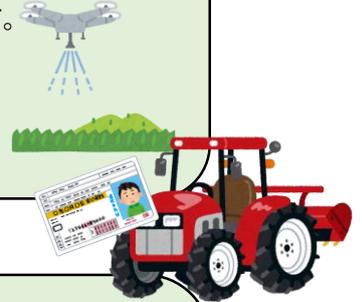
南砺市農政課

趣旨

従事者の高齢化や後継者不足に直面している“集落営農組織（集落営農法人及び任意組織）”のマンパワーの強化を支援するため、各種免許取得又は研修受講に係る費用（以下「養成事業補助対象経費」という）の一部を、予算の範囲内において助成します。

<例>

- 各種免許取得…大型特殊自動車免許、ドローンスクール受講 等
- 各種研修受講…農業経営、栽培技術、機械作業、機械整備、販路拡大 等



補助金の交付要件

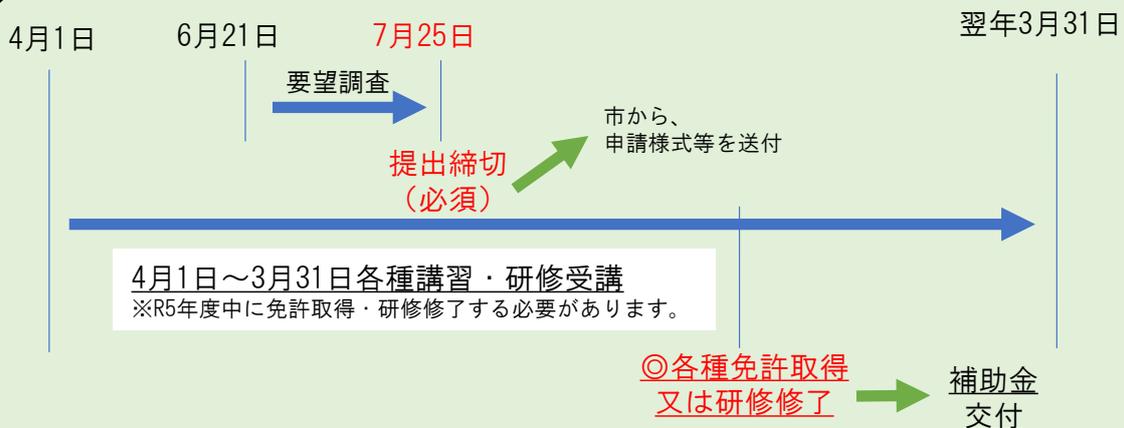
補助金の交付要件は、下記のとおりです。

- (1) 集落営農組織から、農業を担っていく集落営農のリーダー・オペレーターとして推薦を受けた集落営農構成員、構成員家族又は構成員世帯外の者であっても年間60日以上に従事を見込む者（いずれも市内に住所を有していること）が免許取得又は研修修了を行うことが必要です。
- (2) 同一の養成事業対象者に対し1回限りの交付となります。
- (3) 各集落営農組織から推薦できる人数は、各年度当たり1人までとなります。
- (4) 令和5年4月1日以降の免許取得又は研修修了が対象となります。

補助金の額

養成事業補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（上限100千円）を交付します。

今後のスケジュール



◎各種免許を取得・研修修了した段階で交付申請書提出（R6. 3. 31まで）

（添付資料）

- ・集落営農構成員名簿等、
- ・誓約書及び推薦書
- ・領収書等の写し
- ・免許取得又は研修修了が証明できる書類の写し
- ・市税完納証明書
- （法人化された組織で納税の実績がある場合のみ）

[担当] 南砺市 農政課 農政係
〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地
南砺市役所 別館 1階
TEL 0763-23-2016 FAX 0763-52-6348